

# 匝瑳市議会平成20年3月定例会議事日程（第15日）

3月14日（金曜日）午前10時開議

- 1 開 議
- 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
- 3 委員長報告に対する質疑
- 4 議案（第1号－第24号）・陳情（第1号）に対する討論
- 5 議案（第1号－第24号）・陳情（第1号）の採決
- 6 議案（第25号、第26号）の上程－採決  
発議案（第1号）の上程－採決  
発議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書について
- 7 閉会中の所管事務調査申出書の件
- 8 閉 会

---

## 出席議員（22名）

議 長	佐 藤 正 雄 君	副議長	浅 野 勝 義 君
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江 波 戸 友 美 君
10 番	荻 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
15 番	浪 川 茂 夫 君	16 番	林 芙 士 夫 君
17 番	佐 藤 浩 巳 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	21 番	山 崎 剛 君
23 番	林 日出男 君（早退）	24 番	大 木 傳 一 郎 君

---

## 欠席議員（2名）

14 番	小 川 昌 勝 君	22 番	行 木 勲 君
------	-----------	------	---------

---

事務局職員出席者

事務局 長 實川 豊治 次 長 大木 昭男  
主 査 補 小野寺 綾子

---

地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	江波戸 辰夫 君	副 市 長	伊 藤 正 勝 君
会 計 管 理 者	林 明 君	秘 書 課 長	小 林 正 幸 君
企 画 課 副 主 幹	市 原 繁 君	総 務 課 長	角 田 道 治 君
財 政 課 長	宇 野 健 一 君	税 務 課 長	伊 知 地 良 洋 君
市 民 課 長	石 橋 春 雄 君	環 境 生 活 課 長	古 作 和 英 君
健 康 管 理 課 長	大 木 公 男 君	産 業 振 興 課 長	鈴 木 日 出 男 君
都 市 整 備 課 長	鎌 形 信 雄 君	建 設 課 長	野 口 晴 夫 君
福 祉 課 長	鎌 形 廣 行 君	高 齢 者 支 援 課 長	柏 熊 明 典 君
市 民 病 院 事 務 局 長	飯 島 平 一 郎 君	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 長	鈴 木 勘 治 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	二 村 好 美 君	教 育 委 員 会 教 育 委 員 会 長	鈴 木 憲 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 藤 三 好 君		

### 開議の宣告（午前10時00分）

○議長（佐藤正雄君） おはようございます。これより、去る3月11日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



### 提出資料について

○議長（佐藤正雄君） ここで申し上げます。法第121条に係る議案の説明補助者のうち、増田企画課長が本日都合により出席できないため、企画課副主幹市原繁君を代理出席させる旨市長から通知がありましたので御了承願います。

次に、先の本会議及び常任委員会において資料請求があり、執行部と協議の結果、匝瑳市国民健康保険税滞納等（平成13年度から平成18年度）、野栄総合支所改修（図書館整備）事業計画図面、匝瑳市心身障害者福祉作業所ほほえみ園平成18年度事業決算書及び平成19年度事業予算書の3件について配付することにいたしました。よって、各議席に配付をいたしました。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。



### 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（佐藤正雄君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託いたしました案件の議案第1号から議案第24号までと陳情第1号の審査の経過と結果についてを一括議題とします。

なお、去る3月5日に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果はお手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

栗田剛一君。

〔総務常任委員長栗田剛一君登壇〕

○総務常任委員長（栗田剛一君） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち、第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、第2表継続費、第3表債務負担行為、第4表地方債、議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費、第11款公債費、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正、議案第13号 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 匝瑳市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第24号 匝瑳市土地開発公社定款の一部を変更する定款について、以上議案9件で、この審査のため、去る3月6日、午前10時から第3委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち、第10目市民生活費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金、第13款予備費、第2表継続費、第3表債務負担行為、第4表地方債について質疑に入りました。

質疑では、財政調整基金等の運用にかかわる事項、消防費に関する事項、市税の収納見込みや減免措置にかかわる事項、財政状況や市有地の売却にかかわる事項、合併特例債事業に

関する事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費、第11款公債費、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正について質疑に入りました。

質疑では、繰越明許費や債務負担行為補正にかかわる事項、地方債補正にかかわる事項、合併浄化槽県補助金にかかわる事項、企画費にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第13号 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第14号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第15号 匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第16号 匝瑳市職員の育児休業等に関する条例及び匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、育児休業の実績や従来との変更点等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第17号 匝瑳市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、日当支給の実績についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で、原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第21号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第24号 匝瑳市土地開発公社定款の一部を変更する定款について質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

田村明美君。

〔文教福祉常任委員長田村明美君登壇〕

○文教福祉常任委員長（田村明美君） 文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について、議案第3号 平成20年度匝瑳市老人保健特別会計予算について、議案第4号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計予算について、議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業会計予算について、議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第2項清掃費を除く）、第9款教育費、議案第8号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第9号 平成19年度匝瑳市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、議案第10号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第3号）について、議案第12号 匝瑳市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第18号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての議案15件でした。

この審査のため、去る3月6日午前10時から第2委員会室において、委員7名と執行部側から教育長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果

につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費を除く）、第9款教育費、第10款災害復旧費（第3項文教施設災害復旧費）について質疑に入りました。

質疑では、行旅病人等取扱事業、地域包括支援センター運営事業、保育所の運営、生活保護事務費、ふれあいセンター管理費、家庭児童相談室運営事業、重度心身障害者（児）医療給付改善事業、難病療養者給付金支給事業、福祉タクシー利用助成事業、心身障害者福祉作業所運営事業、予防接種事業、思春期保健事業、横芝光町立東陽病院助成事業、救急医療機関整備事業、日本スポーツ振興センター負担金、給食センター管理、学校支援ボランティア事業、八日市場ドーム使用料及び管理費、読書普及促進事業、公民館運営状況、野手浜総合グラウンド整備事業について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。

採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第3号 平成20年度匝瑳市老人保健特別会計予算について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第4号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入りました。

質疑では、野栄総合支所の事務処理体制について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第5号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計予算について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業会計予算について質疑に入りました。

質疑では、医療費の未収金について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第3款民生費、第4款衛生費（第2項清掃費を除く）、第9款教

育費について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第8号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第9号 平成19年度匝瑳市老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第10号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第11号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第3号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第12号 匝瑳市後期高齢者医療に関する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第18号 匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第19号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第20号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

なお、八日市場学校給食センターを視察し、当センターで給食の試食と説明を受けました。

以上で、文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

佐藤悟君。

〔産業建設常任委員長佐藤 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤 悟君） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る3月5日の本会議において、当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）、議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第4款衛生費（第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、議案第22号 市道路線の認定について、議案第23号 市道路線の廃止について、陳情第1号 米価の安定と生産調整に関する陳情書、以上、議案4件、陳情1件でありました。

この審査のため、去る3月7日午前10時から第3委員会室において、委員7名、執行部から関係課長等の出席を求め委員会を開催しました。その審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、第1表歳入歳出予算、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費、第5目公害対策費、第6目上水道費、第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第10款災害復旧費（第1項農林水産業施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費）について担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、循環バスの今後の更新予定や住宅耐震促進事業などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第4款衛生費（第2項清掃費）、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費について担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第22号 市道路線の認定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第23号 市道路線の廃止について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑なしで、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 米価の安定と生産調整に関する陳情書について審査に入りました。

慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

なお、平和、共興地区の植木銘木の視察を午後から行いました。

以上で、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。



#### 委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤正雄君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

討論調整のため暫時休憩いたします。午前10時45分に再開いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時31分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

議案（第1号—第24号）・陳情（第1号）に対する討論

○議長（佐藤正雄君） 日程第3、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。なお、討論は議案第1号から議案第24号までを一括して行います。次に、陳情第1号を行います。

初めに、議案第1号、議案第2号、議案第6号及び議案第19号に対する原案反対者田村明美君の登壇を求めます。

田村明美君。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） 日本共産党の田村明美です。反対討論を行います。

まず、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について反対討論です。

今議会、市民の声を代表して、議員が発言する場となる議会において、匝瑳市の執行部に対し数多くの意見や要望が出されました。平成20年度予算の関係についても執行部提案に対して見直しを求める意見、施策のさらなる充実を求める意見など、具体的な提案がありました。しかし残念ながら執行部の答弁はいずれの場合も執行部提案のとおりとするという文言から発展することはなく、議会における質疑応答及び質問答弁の議論のむなしさまでも感じざるを得ない内容でありました。

平成18年度に策定され、平成22年度まで続く匝瑳市行政改革大綱及びその実施計画である集中改革プランの徹底した執行方針のもとで予算的にも事業計画的にも、その管理下からはみ出すことは許されない、そういう平成20年度予算案であると認識しました。

市民要望が強く、市民生活に密着した分野の施策の充実を求める意見、そして、そのために必要な予算計上を求める意見に対して、執行部は明確な回答を避けています。市民サービスは抑制し、スリムな行政組織へという行政改革大綱の大きな流れの中に身を置いているからです。しかし一方で、合併特例債活用事業は平成20年度から本格的に始まります。平成20年度当初予算でも合併特例事業費2億8,830万円の起債、関連する事業である防災行政無線整備事業費6,890万円の起債等があります。さきに執行部から示されている新市主要事業の計画平成20年度分は事業費4億7,300万円、うち合併特例債等が3億5,700万円、一般財源から2,500万円、このとおりの予算計上になっています。市町合併で誕生した新しい匝瑳市が行う主要事業は、合併特例債活用事業であり、平成27年度までのその事業費総額は71億6,200万円、うち合併特例債は61億7,600万円を起債し、一般財源からは3億6,600万円を歳

出する計画が既に示されています。平成20年度から本格化する主要事業は野栄総合支所改修事業、のさか図書館設置等事業総額約3億7,000万円、うち合併特例債等の起債予定額約1億9,200万円、そのうち20年度の起債予定額は約7,700万円、さらに防災行政無線整備事業総額約9億円、うち合併特例債等の起債予定額約8億6,200万円、そのうち平成20年度の起債予定額は約2億円があります。既に合併後の事業として、電算システム統合事業、事業費約5億7,800万円と、野手浜総合グラウンド整備事業、事業費約2億1,300万円が進んでいます。市民が切実に求めているサービスや行政施策の充実要望について耳を傾け実現しようとはなかなかしない、匝瑳市の執行部当局。その原因は財政状況の逼迫を理由として枠配分方式で予算編成がなされているからではないかと考えますが、そういう中で、合併特例債活用事業については全く別枠、市財政の膠着化が著しいと言われている中で組まれている事業予算とは思えない金額になっています。徹底した行政改革方針の手を伸ばさなくてもよい聖域扱いになっているように見えます。しかし、行政改革も合併も政府お墨つきのもとで行われている政治的判断なので、執行部は矛盾としてとらえることはないのではないかと考えます。

地方の小さな自治体であっても、合併特例債を十二分に活用すればIT産業など新しい産業分野における公共事業を行うことができる。そのためにも、国が推進するときに市町村合併を進めることが必要という合併推進方針と、国から地方自治体への財源歳出を大きく減らすために、全国一斉に行政改革大綱を策定させ、集中改革プランと言って行政のスリム化を図るといふ、行政改革の徹底方針は一貫していること。同じ流れのもとにあるものと認識します。新自由主義と言われる市場競争に任せれば最良の調整が行われるという考え方がもとになって、政府が進めてきたこの間の小泉構造改革や三位一体改革、その政府方針を忠実に実行しようとしてきた結果が、今の匝瑳市の行財政状況であると認識します。そこで、改めて、18年度策定された匝瑳市行政改革大綱を読み直してみました。

以下、この市の大綱の文章より要点を述べていきます。

匝瑳市財政は合併前から続いている状況として、景気の長期低迷の中で市税収入が伸び悩み、地方分権と国の歳出削減目的で行われる三位一体改革の影響で、地方交付税が大きく減少したことから、歳入全体が縮小している。地方交付税額は、合併前の平成12年度から平成16年度までの5年間で、旧八日市場市と旧野栄町合わせて約15億1,000万円減少した。歳出面では、職員数の削減で人件費が減少する一方、扶助費が増加し、経常的経費も増大化している。その結果、経常収支比率が年々上昇し、平成16年度は旧八日市場市96.9%、旧野栄町96.4%に、旧八日市場市96.9%、旧野栄町96.4%に達し、財政の硬直化が進んでいる。経常

収支比率は80%程度が妥当とされるが、全国の市町村平均は90.5%である。平成16年度の両市町の財政調整基金残高は合わせて11億円である。そして、合併して匝瑳市となって最初の平成17年度決算では、経常収支比率は3%以上上昇し99.9%へ、実質単年度収支は合併前より3億3,000万円さらに悪化し、マイナス9億2,000万円に、財政調整基金残高は5億3,000万円減少し約5億7,000万円になりました。臨時的経費の不足分を財政調整基金の取り崩しで補っているため、平成18年度末には財調は底をつき、19年度には歳入が不足し、行政運営が成り立たなくなり、近い将来、いわゆる財政再建団体になることも想定される危機的な状況に直面している。さらなる行政改革の推進、徹底が必要である。これが平成18年度に策定された匝瑳市の行政改革大綱の本文の要点です。

そして、その大綱の12ページにある行政改革の目的の中で記されている文章としては、合併前の行政改革に対する取り組みで述べたように、両市町では、これまでも行政改革に取り組んできました。しかし、行政改革大綱等の目標に掲げたレベルまで歳出削減効果を挙げている旧八日市場市においても、それを上回る勢いで市税や地方交付税が減少したため、財政の健全化には至っていません。ちなみに旧八日市場市の場合、市行政改革大綱を昭和61年に第一次として、第二次が平成8年、平成12年に第三次を策定し、その第三次においては、さらに財政健全化プログラムをつくり、それに基づき平成17年度合併直前までの5年間で約24億円の歳出削減実績をつくっています。そういう実績がある中で、さらに、行政改革を求めているのが18年度に策定された、現在有効で実行に移されている匝瑳市行政改革大綱ですが、そこでは、入るを削りて出を制す必要があるとして、市税や地方交付税等の歳入に見合った水準まで歳出を削減する、このことができて初めて持続可能な行政運営が可能となります。そこで、行政と民間の役割を明確化した上で、行政のできないことはみずからの手で実施していくことや、行政と一緒に事業を行っていくことの自覚を市民や、団体に持ってもらうことが必要である。市税等の確保に努め、徹底した歳出の削減に取り組むというふうに記されています。これが、執行部の認識であり、方針になっています。

そして、匝瑳市行政改革大綱は平成18年度から平成22年度までの5年間の計画し、その実施計画である集中改革プラン、それが平成20年度予算編成の真ただ中のものであるということです。徹底した歳出削減計画と、けた違いの合併特例債活用事業の予算化、また、その一方で、広域行政による巨大整備事業の展開には寛大な認識、見解を執行部は示しています。大きな矛盾が執行部の姿勢、方針にあらわれています。行財政のかじとりを誤って大きな被害を受けるのは市民です。ただし、匝瑳市だけの問題ではありません。匝瑳市行政改革大綱

13ページにおいて、国の動向という部分がありますが、国は小さな政府を指向し、国、地方を通じて行政改革を推進しています。構造改革の柱の一つとして民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの観点から、政府は今後の行政改革の方針を16年12月24日閣議決定し、新地方行政改革指針を平成17年3月に出しました。そこでは、すべての地方公共団体に行政改革大綱と集中改革プランをつくるよう求めています。その政府の求めに応じて、匝瑳市は、忠実に大綱や集中改革プランをつくり、予算編成にも徹底させて実施しようとしているわけですが、このことは、匝瑳市政が自分で自分の首を締め、やせ細り、衰退していく道を引いていくことではないでしょうか。過去に、全国の市町村はみな第三次行政改革大綱までつくり実施してきました。旧八日市場市では旧野栄町との合併直前まで財政健全化プログラムの実施で24億円の削減実績もつくりました。それは、市民が求める施策を削り、ふやさず、市民サービスを後退させ、市民負担を増大させるという、市民の利益に反する方法の実行の結果でありました。旧野栄町でも同様の歳出削減に取り組んできました。さらに政府の推進どおり、合併も行いました。ところが、しかし、まだ足りない。このままでは行政運営の継続が危ういと、さらに匝瑳市は追い立てられています。集中改革プランをつくり、忠実に実行しようとしても、その先に展望が開けるのでしょうか。展望が開ける当てはありません。

匝瑳市執行部に申し上げます。これ以上政府の進めに忠実に従うのはやめようではございませんか。政府の方針に忠実に従わないためにかけられてくるペナルティーが一体どの程度のものなのかをよく試算して、人口4万2,000人規模の匝瑳市の身の丈にあった、その中でも切実の市民要望を重視した施策の充実を図り、市民の所得向上につながる、地場産業の育成振興に力を入れていく、そういうことにつながる予算編成を平成20年度一般会計予算に求めるものです。

また、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画は、政府の自治体に対するあめとむちの政策です。補償金免除というあめの部分だけを見て安易に決断すべきではないと考えます。

一例を挙げれば、この財政健全化計画の財政運営課題の中の課題④民間委託等の推進の部分で、学校給食センター統合時における民間委託PFI等の民間活力導入の検討を進めると記されてありますが、今議会の場で、市教育委員会教育長は、学校給食の内容にかかわり学校給食の調理施設の規模が小さい方がよりよいということは認識しているが、給食センターの統合整備案については変更しない旨の答弁をされたように私は認識しましたが、教育的立

場からの判断を持ちながら、それを市の行財政運営に反映させることが困難になっていると感じました。その理由が、政府のあめとむちによる誘導の行政改革大綱、財政健全化計画です。それらにがんじがらめにされているからではないでしょうか。市執行部、執行機関に属する人であっても、きちんと言いたいことが言えない、そういう暗闇の匝瑳市政になってきているのではないかと大変危惧を感じました。

これによって、1号の反対討論といたします。

次に、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について、関係する議案第19号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対討論します。

平成20年度の国民健康保険特別会計予算案は、平成20年度より後期高齢者医療制度が開始されるために伴う議案第19号 国民健康保険条例の一部改正にのっとった予算となっていますので、議案第2号と議案第19号を一体のものとして討論いたします。

議案第19号の条例改正案について、改正部分の条例第5条第1項第3号70歳以上、75歳以下の被保険者の医療給付の一部負担金を1割負担から2割負担に引き上げることは、当面の激変緩和措置が講じられても対象者の負担増大につながる改悪であります。

さらに、第7条、被保険者死亡時の葬祭費の支給額を10万円から5万円へと2分の1に激減させます。後期高齢者医療制度上の75歳以上の方が亡くなった場合の葬祭費5万円と整合性をもたせるという理由ですが、反対します。

75歳以上の方が死亡した場合に支給する手当として、5万円を後期高齢者医療制度とは別枠で一般会計から歳出する事業施策として設け、合わせて10万円、年齢を問わず10万円の葬祭費用が受給できる制度とすべきだと考えます。この第7条については、一切改正する必要はないと考えるものです。

以上、反対討論といたします。

議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業会計予算について、反対討論します。

まず、病院事業についてです。

病院の現場で医療活動を行っているスタッフの方々が、情熱を傾けて頑張っていることを評価するものです。ただ、その現場の方々の頑張っている姿と、総務省が示す公立病院改革ガイドライン等を指針として病院の運営、経営を検討している執行部とのギャップの大きさをまず第一に指摘したいと思います。

そして、この平成20年度病院会計予算で、特別に問題、課題となっていることは、病院事業資本的支出、企業債償還金2億9,488万1,000円のうち、公的資金補償金免除繰上償還金1

億3,079万3,000円が計上されていることです。これは、一般会計から繰り出しています。そして、この補償金免除繰上償還自体はよいことかもしれません。先ほど、1号議案の反対討論で述べましたとおり、政府が誘導してくるあめとむちのあめの部分です。しかし、そのむちとして一体のものとして、公営企業経営健全化計画を策定し、実行しなければならないということをお互に持っています。そのことが大変な問題です。この健全化計画は平成19年度から23年度が計画期間になっています。そして、匝瑳市行政改革大綱及びその集中改革プランとの整合性を持って行うということも計画の中に明示されています。

この繰上償還についてですが、旭中央病院との経営統合のための調整に向けた病院の経営状況の改善ということも視野に入れた繰上償還ではないでしょうか。そして、旭中央病院と匝瑳市民病院との経営統合に踏み出す協議については、現場からの要望の実現ではありません。総務省公立病院改革ガイドラインに示された公立病院改革を先駆けて行うものであると、そういう認識が執行部当局の中にあることを確認いたしました。この総務省公立病院改革ガイドラインは、政府の保険医療給付費の抑制目的で、医師を、ここ十数年来政府がふやさない政策を続けている。そこで医師不足が起これば、医師不足によって公立病院の経営が軒並み悪化している。この現状を追認し、現状のままでは整合性を持たせる。あるいは表向き表面的な体裁を整えるという、それが公立病院改革ガイドラインだと認識しています。その結果、病院つぶし、地域医療体制の崩壊につながりかねない大変危険なものであると私は考えていますが、このことについては、執行部当局は全く認識していないようです。大変問題があることについて、批判的な見地を全く持たずに、その上でこの20年度の病院事業会計予算を組み立てているということで反対いたします。

また、介護老人保健施設事業についてですが、施設事業と地域ケア部として訪問看護ステーションやヘルパーステーション、居宅介護支援事業所が事業として行われています。施設事業の中では、リハビリやデイケアサービス、ショートステイなども手がけられています。そして、地域ケアということで、訪問看護や訪問介護の事業の中では、なかなか民間ができにくい、困難な事例、状態が重症で密度の濃いケアを必要とする、また医療的なケアを必要とする患者さん、利用者の方々を中心に見ているということがわかりました。

そして、市民病院の勤務医の方々、また地域医師会の開業医の方々との医療協力、連携を行いながら、訪問診療も行っているということも聞きました。市民病院の病院事業と、そして、施設事業、地域ケア部事業、あわせて医療と介護、総合的に携わり、市民に対して事業展開を行っている。そう考えます。

これは、市民病院会計に示された中の事業の質が悪いということを私は反対討論の中で言いたくないということです。質が悪いからこの予算編成に反対するということではないんです。今行われている病院事業全般について、医療関係者は一生懸命やっておられます。また、さらに病院を維持していこうということからも、充実させようと努力しています。しかし、その現場とギャップがある部分で執行部の方では、安易に表向きの体制を繕うような形で、東総地域医療連携協議会の中でということ、二つの病院の経営統合を図ろうとしている。この大きなギャップを何とかしなければならないと私は考えます。

この予算編成については、現場重視ということではなくて、あくまでも計算上の、そして、総務省の公立病院改革ガイドラインを先駆けるというような方向性を持って立てられているという認識から反対するものです。わかっていたきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 田村明美君による、議案第1号、議案第2号、議案第6号及び議案第19号の反対討論が終わりました。続いて、議案第1号に対する原案賛成者、佐藤浩巳君の登壇を求めます。

佐藤浩巳君。

〔17番佐藤浩巳君登壇〕

○17番（佐藤浩巳君） 私は、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、原案に賛成の立場から討論を行います。

匝瑳市が誕生してはや2年が経過いたしました。これまで本市の予算編成においては、平成17年度が暫定予算、18年度では骨格予算をもって編成してきましたので、通年ベースによるこのたびの予算は、昨年度に続いて2回目となるものであります。この間、江波戸市長におかれましては、市民の融和と地域の一体感の醸成になみなみならぬ努力を重ねてこられたことに対し、心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

御案内のように、平成20年度は、匝瑳市総合計画の初年度に当たり、4カ年の前期基本計画に位置づけた主要施策の実施とともに、本市のまちづくりへの着実な対応が求められる年度であると認識いたしております。また、市長が本議会冒頭の所信表明で述べられたように、今日の匝瑳市においては、人口の減少や少子・高齢化、にぎわいの創出、行財政運営の健全化などの課題が顕在しており、これらについて、早期に、かつ適切に対処をしていくための施策を講じながら、市民が安心して暮らせる魅力あふれるふるさと匝瑳市の創造を市民との協働のもとに取り組んでいく必要があります。執行部から説明がありましたように、平成20

年度の歳入見通しでは、市税での伸びが期待できず、また、地方譲与税や地方消費税交付金、自動車取得税交付金など、一般財源の減額が見込まれるなど、一段と難しい状況とされております。限られた財源を効果的、効率的に配分していくため、平成19年度に引き続き、枠配分方式による予算編成が行われ、各課みずからが事務事業の見直しを行い、財源の確保に当たられました。この結果、一般財源では、前年度から9,300万円の減額となったものの、市債や県支出金など特定財源の確保により予算総額では128億8,000万円と前年度から3億6,000万円、率にして2.9%の増であります。財源においては、合併特例債や合併推進体制整備費補助金など、適切な資金調達に留意されるなど、必要な事業を実行するための歳入確保の道筋を整えられたと受けとめております。

本予算の内容と特長であります。小・中学校学習支援補助教員配置事業や、スクールバス運行事業、豊栄小学校屋内運動場の改築など、とりわけ新規事業におきましては、教育分野への重点配分がなされております。また、のさか幼稚園における3歳児保育の開始や、保育所通園児童3人目以降に対する保育料の無料化、つどいの広場事業の拡充、共興児童クラブの開設、妊婦健康診査の公費負担回数の増など、教育や福祉、保健の分野から少子化時代に対応した本市ならではの子育て支援策が計上されました。このほか、図書館の整備を核とした野栄総合支所の改修や野手浜総合グラウンド、防災行政無線の整備といった合併関連事業に加えて、市道108号線などの幹線道路の整備や都市計画マスタープランの策定、母子自立支援員の設置、木造住宅の耐震診断にかかわる補助金の創設など、市の将来展望を見据えた優先度の高い事業、そしてメリハリをつけた、精査された事業が総合計画に沿って盛り込まれております。財政調整基金残高の見込みなど、今後の財政運営に当たっては憂慮をされる点も見受けられますが、厳しい財政状況の中にあって、新市のまちづくりと市民生活の向上、そして次世代を担う子供たちの育成のために、心を砕かれた市長の熱意と努力を高く評価したいと思います。よって、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算についてはまさしく市民の負託にこたえる予算であると理解し、賛成するものであります。

終わりに、分権化の進展により、地域の自立が求められるいわゆる地域経営の時代に当たっては、今後とも匝瑳市行政改革大綱を推進され、より一層効果的、効率的な財政運営に当たられるよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤正雄君） 佐藤浩巳君による議案第1号の賛成討論が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時30分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。

次に、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第12号及び議案第19号に対する原案反対者、大木傳一郎君の登壇を求めます。

大木傳一郎君。

〔24番大木傳一郎君登壇〕

○24番（大木傳一郎君） どうも皆さん御苦労さまです。

3月定例会に市長から提案されました議案全部で24本の議案のうち7本について反対の討論を行います。

まず最初に、議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について討論を行います。

まず第1に、この前の参議院選挙の結果政局は大きく変動をしております。今まで、ごり押ししてきた政府の政策がときによって国民の声で大きく転換するという状況になっております。平成20年度の地方交付税の一定の減額からの増額への転換、あるいは後期高齢者医療制度に対する一定の凍結等々変化が生れているわけですが、そういう変化に対する対応が今の執行部にはやっぱり欠けていると、依然として政府に従順、言いなりの態度、これが強まっている、ここが非常に大きな問題点であります。

第2に、市長の所信表明の中でも明らかにされていますが、景気の回復が進んでいるという評価をしているわけですが、これは、政府の見解ですが、それを真に受けてというのか、それに対応した匝瑳市の市政運営の基本になっていると思います。しかし実際は、格差の拡大、あるいは貧困の広がり、特に最近は円高、サブプライムローン等の影響で、ますます日本の経済が深刻になって匝瑳市の行財政にも大きな影響を与えているわけですが、そういう政府の政策に対しての容認の姿勢が非常に濃厚だということです。

第2点として、特に20年度の予算で、道路特定財源、あるいはその暫定税率の維持、これを見込んだ編成になっている。市長自身も、私の質問に対して、この国会で道路特定財源、あるいは暫定税率の問題をぜひ通してもらいたいというような答弁がありました。しかし、この道路特定財源、あるいは暫定税率、果たして通していったらどうなるか。市の財政にも、財政課長の答弁で明らかのように2億1,440万円の減収というのか影響というのがあると、こういう答弁でしたけれども、当然今の地方財政計画というのか、地方財政の実態からそれ

だけの減収があれば、地方交付税で75%を補てんされ、あるいは残りの25%についても補てん債なり、ある程度の国の補てん対応が図られ、ほとんど影響はないわけです。影響のあるのは、市民負担の問題で、私の若干あらからの計算ですけれども、匝瑳市に2万5,000台以上の車両があるわけですが、それを計算していきますと市民全体に6億4,000万円の負担が今までのしかかっていた暫定税率25円10銭、これがなくなれば6億4,000万円の負担軽減になると、それが地域の活性化への大きな一歩にもつながると。とりわけ農家の使っている、あるいは業者が使っている軽油、この軽油引取税について、道路を使っていないわけですから、ほとんど田畑を耕すという状況のときに、暫定税率で農家に本来徴収すべきでない税を徴収していると、それは申請すれば今1リッター当たり32円10銭ですか、その軽減措置ができますけれども、ほとんどの農家は面倒くさいから申請をしていない。そういう意味で農家に対しても強制的な徴収が不当な形で徴収されている。国民の7割がこの暫定税率、あるいは道路特定財源の一般財源化、これを求めていると。調査でも明らかになっています。もしこの道路特定財源を維持するということになれば、アクアラインと同じような無駄遣い、今後全国で6本の巨大な橋を建設するという計画があるわけですが、まさにそういうところから言っても、無駄遣いの財源、これも強要しているというところが問題であります。

第3点として、今大きく問われているのが地方自治権を守るといふことの価値観。

市長を初め執行部の皆さんがいわゆる憲法で規定されている全体の奉仕者という立場が希薄になっている。結局、政府言いなりの傾向がどんどん強まってきている。これはおかしいんじゃないかと、市民の立場から見てこれは問題だという発言がほとんど聞こえない。国の判断に呼応することが中心的な政治姿勢になっている。国がおかしなことをやれば、それを突き放し、排除をして、市民の奉仕者として、いわゆる政府の奉仕者じゃなくて、市民の奉仕者になるという、その政治姿勢の確立こそ今求められているのではないのでしょうか。それが極めて弱くなっています。憲法で保障された地方自治のこの権利を大いに発揮するという姿が不鮮明になっているということです。

次に、行政全体が自分の力で事態を変えようという姿勢がほとんどコンサルタントに依存してすべての計画を立てていくと。コンサルタントは国の言うがままの基本方針で基本計画、いわゆるマスタープランがつくられる。先ほども指摘されたような行革大綱や集中改革プラン、これらもすべて国の方向に丸飲みの計画になっている。これがやがて市民にとってのデメリットとして出てくることは間違いありません。そこが問題であります。

次に、匝瑳市政、これは全国でもそういう傾向が強まっているわけですが、政府の下請け

機関化、いわゆる政府がこうやれと言うと、それに従うという、そういう姿、これが匝瑳市を取り巻く広域行政の中でも大いに広がっています。統合ありき、統合により大型事業の執行、これを無批判に受け入れると、それが匝瑳市の財政破綻を招くと。まさにこれは戦前の地方自治、それに回帰するような傾向が強まっているというふうには言わざるを得ません。

第6点として、その具体的な傾向としては、ごみの大型処理場の建設問題、地球温暖化という状況の中で、リサイクル、再資源化にはやると言いつつ、きちんとした計画も立たない。そして焼却中心の、温暖化を推進するというようなところに広域行政の中でそれを断念しようという、再考しようという姿勢が見られないと。し尿処理場の新設についても、基本からの再検討についての考え方は生れていない。広域化が有効だという判断に立っていると。これはすなわち国、県の方針に自主的判断のないもつで追随するという典型的な姿勢がここでも明らかであります。

第7点として、無駄な事業の推進の危険性が非常に高いということです。

大綱質疑でも大堀橋とか、あるいは天神山公園の問題とか、駅のエレベーターの問題、JT跡地の問題等々いろいろ指摘しました。市長は、心の中ではいろいろ考えているけれどもここでは言えないというような答弁があったわけでありましてけれども、やはり温故知新、過去の事業についての正確な判断というものが持ってなければ、再び、三たび、無駄な事業を推進する、その原因になってしまう。やっぱり勇気を持って、自分がやった無駄との、あるいは前の市長がやった無駄な事業でも、きちんとした判断を持って行政に当たる、それが市民にとってプラスになるわけですから、何でもよからうで、当時市民が要望したからということで済まされるものではないと思います。議会で当時議決したからいいんだと、市民要望であったんだと、そういうふうには議会に責任を転化するという、どっちかというとは私は卑怯だと思ふんです。やっぱり自主的に振り返ってみてどうであったかという、自主的な判断というものが必要ではないかと。口では言えないと、心で思っているだけでは事態を変えることはできません。

次に、平成20年度には銚子連絡道が推進されるという方向なんです、やっぱり地域住民の、市民の声をもっと重きを持って拝聴するというのか、意見を聞くという、市長は相談はなかった、これはもう決定したものと。決定前に住民からいろいろな要望とか意見が出ていたわけですから、その段階で適切に対応をします。今のこのようなことを続ければ、私は道路事業そのものが頓挫するというのか、かなり危機に直面すると。市長は確かめたいというふうには答弁しましたので、ぜひ現地に赴いて、時曾根、笹曾根の地域住民の皆さんの意見を

聴取して、今からでも遅くない、市民の声を無視しないで、意見を十分摘み尽くして、住民の声で実現できるように求めたい。

第9として、入札の改善、一定の改善はされましたけれども、まだまだだと。とりわけ平成19年度で、ダイレクト入札が試行されて、今度本格実施ということですが、依然としてまだまだ指名競争入札から脱却できないと、ぜひ全面的な一般競争入札への踏み込みを大いに期待したい。

それから10点目に、野栄の学校給食センターが全国甲子園大会で優勝するという大変大きな成果を挙げたわけですが、この甲子園大会でなぜ野栄が優勝したかというそこからの教訓をくみ取ろうとしていない。ましてや中国の毒ギョーザ事件、県内で95校、その後ちょっと減りましたが毒ギョーザが使われていた。あるいは、それをつくった中国の会社が製造した製品が県内で155の給食センターで使われていたというのが千葉県のホームページにも載っていたわけですが、給食センターの統合を今後進めるということについては、やはりこれも国の方針ですから、これに従順に従って、甲子園大会での優勝に泥を塗るような方向。今の段階では、野栄の給食センターのその成果を旧八日市場の給食センターに生かしていく。ところが、先ほどの文教福祉常任委員会での記録を見ると、八日市場の学校給食センターで使われている米1万9,200円で購入しているそうですが、学校給食会を通じて買っている。あれは確実に、私ははっきり言って地元のコシヒカリではないというふうには断言できるようなシステムになっている、まずい。ですから、野栄の教訓、これを引き出そうとしてやろうという姿勢がない。子供たちの健康や安全よりも財政優先、特例債という有利なものを使って統合せざるを得ないという、まさに私は教育的な見地、本当に市民の立場に立った判断をするのではなくて、財政的な事情で子供たちの給食を考える。まさに本末転倒の危険な方針だと思う。これは給食センターだけではありません。病院の統合についても、それは明確に言えます。危険な方向に向かいつつあるということです。

次に、各種都市宣言、とりわけ平和都市宣言、農業関係の都市宣言、特に77万トンのMA米が輸入されて、今200万トンの外米が保管されている。その保管に今まで1兆円の国家財産が、国民の税金がそこに使われる。外米を保管しながら、国民の税金が投入されながら、平成20年度には国内の農家には減反を強要するという、全く自給率をさらに低くさせるような亡国農政と言っても過言ではない農政に対する対応、これが進められようとしている。

議案第1号の最後に、全体的に、市の職員の能力というのは非常に高い力を持っていると私は感じています。しかし、国の言うことに介する具体化はどんどん出てくるわけですが、

市民から望まれた施策については、それが十分生きていない。そういう意味でのプロ意識というのか、一方では事なかれ主義というのか、住民のために匝瑳市独自としてこういう積極的な提案をしたいという職員の声が、提案が生きるようなシステムが全体にうまく働かないという。私は、それは、例えばパートとか、市役所の関係する業務の中にパート、臨時職員というのが充満しつつある。野栄の学校給食センターと、八日市場の給食センターの違いはそこにあるわけです。ほとんど八日市場の給食センターはパート、臨時職員、野栄は正規の職員の調理員がきちんつくっている。ぬくもりの里においても、臨時職員とかパートが非常に大きく、いわゆるコスト主義に陥っていると。それが行政全体をむしばんでいる。今それが国会でも大問題になりまして、臨時職員とか、いわゆるパートとか、派遣職員、これを正職員に民間企業が今どんどん転換する時代になっているわけです。果たして匝瑳市でどうでしょうか。そういう転換、その方向、方針、いわゆる法律もつくられたわけです。それに沿った対応がされているかと、そこには思いが至らない。そういうような状況の中で、必ずやこのまま行けば市民の抵抗、あるいは怒り、反発が出てくることは間違いありません。皆さんは、ぬくぬくとというのか、国の言いなりで行政を進めているけれども、国民は怒りをもち始めている、市民が。ですから、今こそ皆さんが市民の奉仕者という、この大前提を、国がおかしなことをやるということになれば、市民と一緒に抵抗するという、そういう本来の地方自治、匝瑳市の職員としての政治姿勢というのか、行政に対する姿を鮮明にする。そこを今やっていかなければ合併したこの匝瑳市の4万2,000弱の市民は不幸に見舞われる、そのことに相通じていくのではないかとということで警鐘乱打をいたしたいと。そういう12点の基本的な見地から第1号の議案については反対いたしたいと。ただ予算全体を見れば一定の市民の要望についても実現することはたくさんあります。それまで否定するものではないわけで、12点の私の指摘を転換して、より一層の市民のための行財政の推進を心から期待して第1号の討論を終わります。

次に、議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について反対の討論を行います。これは、議案第19号 匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてと関係しますので、一括して討論をしたいと思いますが、やっぱり国保会計というのは、長期にわたって危機に直面しているわけです。ところが、今回、後期高齢者医療制度の新設というのか、この4月からのスタートに基づいて、国保に加入している方々64歳から74歳の方々、年金から保険料を天引きすると。老後への生活権、生存権、これを剥脱する方向になるということです。

次に、資格証明書の発行。これについて、その内容について分類しているかどうかということ質問したんですが把握していない。基本的には、発行していない市や町が県内でも多数あるわけです。そういう意味で、原則的に資格証明書の発行はしないという見地を今後ぜひとっていただきたい。

次に、葬祭費が、今まで10万円だったものが5万円に半分になってしまう。これが果たして高齢者に対する政治なのかどうか、高齢者に痛み、しわ寄せを進める、これは絶対容認できません。市長は、私の質問に対して、この復元というのか、ちょっと再検討してみたいという答弁をしました。ぜひ、やっぱり高齢者、あの戦争を体験して、戦後は食べる物もない一家を支えてきたのが今の高齢者です。この段階になって、葬祭費を半分にけちるという、こんな見事な高齢者に対するひどい仕打ちというのを絶対あってはならない。県外状況、全国傾向がどうであれ、匠瑳市民として温情のある、市長がいつも言う思いやりの、これが思いやりのある政治なんではないでしょうか。ぜひその転換を求めたいと。特に、今回、70歳から74歳の方々は、条文の一部改定によって窓口の1割負担から2割負担になると、これは1年凍結になるわけですが、やがては解除になる。対象者は2,019人。こういうようなことをすればやっぱり高齢者が政治に対する不信感、政治に対する反乱を起こさざるを得ないということを指摘しておきたいと、このように思います。

次に、議案第4号 平成20年度匠瑳市後期高齢者医療特別会計予算について及び議案第12号 匠瑳市後期高齢者医療に関する条例の制定について、2件共通しておりますので一括して討論をいたしたいと思いますが、一つは、今、全国で512の議会で制度の中止、廃止及び見直しを要請する意見書が採択をされました。当市議会でも12月の議会で意見書が採択されたわけですがけれども、その願いにこたえて、やはりこの問題に対する対応をしていく必要があると。市長は勉強したいという答弁であったんですが、早急に勉強していただいて、この問題に対して言うべきことは言うと、大体予定的には制定、実施四、五年のうちにこの制度の矛盾が爆発して、この制度そのものの根本が問われる時期が来るであろうというふうに予測されています。国会にも、今回、野党4党が廃止法案を提出して、参議院では議決が決定的になっているわけです。今後、総選挙が行われる、そのことによってこの後期高齢者の医療制度の廃止、中止ということが現実味を帯びてくる、そういう事態に直面しています。少ない年金から5,322人もの方々が年金から天引きされて年金生活を圧迫する。余生を気持ちよく健康で過ごそうというふうに思っていた方に対する大変つらい仕打ちであります。今度のこの条例の制定というのは、それらの施策を具体化するものであります。さらに4月実施

ですから、納付書が近々送られると、それによって市民から大きなふんまんというのか、驚きというのが生れることが想定されます。だからこそ、滋賀県の大垣市では、自民党の市会議員団が中止、廃止法案を出すというところまで、全国的にこの制度に対する中止を求める動きが強まっていると。特に私皆さんの推挙で千葉県の後期高齢者広域連合の議会に送り出されているわけですが、議会の開催がホテルでやる。1回21万2,000円のホテル借上料、県には、あるいは千葉市には幾らでも会議やる場所があるのに、前の京成のホテルで、そういうところでやる。年2回しかやらない。これはまさに北朝鮮や旧ソビエトの議会と同じような、本当に民主主義が骨抜きにされたやり方で、この後期高齢者の医療制度というのが準備され、実行されようとしている、とても容認できない。

この問題の最後に、匝瑳市は、高齢者の医療費が非常にかからない地域です。匝瑳市と旭と東庄と、芝山。全県平均より23%から25%程度医療費が軽く済んでいるところ、ですから保険料も不均一賦課になっているわけです。安く匝瑳市は保険料を払うということになるわけですが、ところが、6年後には全県下同じになってしまう。医療費は安い、負担は拡大するという。私は、市長にこれから機会を見て、この6年で終了するような不均一賦課じゃなく、不均一賦課の継続で、その後の匝瑳市民の高齢者の負担を軽くできるように、出発点は軽いわけですから、ぜひそういう不均一賦課の継続、これをぜひ求めていただきたいというふうに思います。

最後に、議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業会計予算について反対の討論を行います。

一つに、今の政府の医療費を大幅削減して、地域医療崩壊に直進していく、いわゆる公立病院改革ガイドライン、これに沿った形の方向が明確になってきたといえる。そして、平成20年度に、そのガイドラインに基づいて市民病院の改革プランを策定すると。これは完全にもう無批判にガイドラインに追随して計画を立てていくと。ガイドラインを見れば一目瞭然です。3年連続70%を切る病床利用率のところは診療化すると、こういうことが明確にガイドラインの中に記述されています。私が心配しているのは、市長は、病床を157は維持すると。それから診療科目は維持すると、その方針を市民病院に掲示をした。あれから何カ月たちますか。返事がないわけです。回答がない。回答がないままにずるずる改革プランを立てていくと。当初絶対に統合しません、やるのは医療連携です。こう言い張っていたものが、急転直下経営統合に向けて協議をするという大変化をした。今回の想定されるのは、市長の今の基本姿勢がやむなく転換せざるを得ないという、その危険性が非常に高いということです。経営統合で果たして匝瑳市民病院がどうになってしまうのかということ。そういう意味で、

50年の歴史のある病院を統合、縮小しようとしている危険性が非常に強いと、それすなわち二次救急、それから産科、小児科、これ現在休診しているわけですよね。いわゆる閉鎖したわけではないんですよね。休診というのは休んでいるわけですから、やっぱり産科と小児科の再開を目指すという、それもちろんと基準の中に入れて、二次救急も維持すると。そういう私が指摘した第五原則を持って交渉に当たると、それが不鮮明なままずるずるずる給与体系はどうする、ああする。いろいろな協議をどんどん進めて、最後の土壇場、一番大事なところが回答のないままに足を踏み込んで、ガイドラインに沿った形の経営統合が進んでしまうと、これは恐ろしい結果を招く、そういう歩みというのか、今進めようとしている。これはすなわち、それらの原則を投げ捨てて放棄をする危険性が高いというように見ざるを得ないということです。今こそ、私は必要なのは、匝瑳市民病院として、あるいは匝瑳市役所として、匝瑳市の企画として、自主的、自発的な再生プランというのを、市民病院の再生プランというものを、国の言いなりじゃない、ガイドラインに沿うものでなくて、結局それは山武の破綻、4年ごしで協議してきたあの破綻その道に行くことになると思うんです。自主的な再生プランの策定こそ今必要ではないでしょうか。当面は市民に不幸せを招くことになります。

最後に、この問題で50周年を平成20年度に迎えて幾つか議論してきたんですが、おかげさまで50年、50年というのは本当の歴史の節目ですから、たくさんの貢献をしてきた市民病院、50年を一つの区切りとしてさまざまな企画、とりわけ「広報そうさ」で50年の歴史を振り返り、現在の市民病院の役割、大きな意味合い、これを市民に徹底する絶好の機会だと思うんです。それをやらないというのは、何か裏に旭中央との統合というような考え方が根強くあるから、50年の記念イベントも、何らかの対応もやらないと、今の病院のスタッフではできないと、別に病院のスタッフでやれということを行ったわけではないのです。市の2階組の皆さん、企画、総務、市長公室、支所、この辺で、今の財政力の中である程度の事業を進めることが大事であって、そのことをぜひ進めて、あくまで市民病院を守り抜くということを中心から訴えて討論といたしたいというふうに思います。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君による、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第12号及び議案第19号の反対討論が終わりました。

以上で通告による議案に対する討論は終わりました。

これにて議案に対する討論を終結いたします。

次に、陳情第1号に対する討論に入ります。

これより陳情第1号に対する討論に入るものですが、ただいまのところ通告はありません。お諮りいたします。陳情第1号に対する討論を終結いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、陳情に対する討論を終結いたします。これにて討論を終結いたします。



#### 議案(第1号-第24号)・陳情(第1号)の採決

○議長(佐藤正雄君) 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は20名であります。

議案第1号 平成20年度匝瑳市一般会計予算について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(佐藤正雄君) 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成20年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(佐藤正雄君) 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成20年度匝瑳市老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(佐藤正雄君) 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成20年度匝瑳市後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成20年度匝瑳市介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成20年度匝瑳市病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第4号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成19年度匝瑳市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 匝瑳市後期高齢者医療に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 匠瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 匠瑳市職員の育児休業等に関する条例及び匠瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 匠瑳市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 匠瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 匠瑳市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤正雄君） 起立多数、賛成多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 匝瑳市土地開発公社定款の一部を変更する定款について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり

可決されました。

次に、陳情1件について採決いたします。

陳情第1号 米価の安定と生産調整に関する陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第1号は採択と決しました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時52分 休 憩

---

午後 2時32分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程の追加

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。本日、市長より追加議案として議案第25号 国保 匝瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 匝瑳市教育委員会委員の任命について、以上2件の送付があり、これを受理いたしました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、追加議案2件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、追加議案2件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。



#### 議案（第25号—第26号）の上程—採決

○議長（佐藤正雄君） なお、追加議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

これより、議案第25号及び議案第26号を一括議題とします。

お諮りいたします。議案の朗読を省略して、直ちに市長から提案理由の説明を求めること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号について、これより市長の提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

[市長江波戸辰夫君登壇]

○市長(江波戸辰夫君) それでは、追加議案の提案理由の説明を申し述べさせていただきます。

議案第25号 国保匝瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案は、診療報酬に係る厚生労働省告示が改正をされたことに伴いまして、所要の条文の整備をいたしたく提案をいたした次第であります。

議案第26号 匝瑳市教育委員会委員の任命について、本案は、匝瑳市教育委員会委員に新たに池田竹四氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案いたした次第でございます。よろしく御審議の上御可決を賜りますことをお願いを申し上げます。

○議長(佐藤正雄君) 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号及び議案第26号について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員審議といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号については委員会付託を省略し、全員審議とすることに決しました。

議案第25号 国保匝瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を許します。

田村明美君。

○11番(田村明美君) 改正前は診療報酬の算定方法、平成18年厚生労働省告示92号が改正後は、平成20年厚生労働省告示59号となるということで新しくなるわけなんですけれども、そのことによって、この内容、診療及び入院時食事療養にかかる使用料等の額がどう変わるのか、変更があるのかないのか、あるとすれば、例えば本人負担、自己負担が幾らになると

か、全体の事業費ということで食事費が幾らになるのかとか、何か変化があれば説明ください。

○議長（佐藤正雄君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 病院の診察等を行う場合の診療報酬、これにつきましては、2年に一度、国において算定方法が見直しをされます。平成20年4月1日以降の診療報酬が、本年の3月5日付で、厚生労働省告示第59号という形で示されたものでございます。

内容がどう変わったのかという御質問でございますけれども、診療報酬につきましては、診療報酬点数表という形の約1,500ページほどの1冊の本になっております。内容をここで御説明することは実は困難でございます。3月5日の改正がありまして、現在、診療機関の職員等につきましては、説明会でみんなが診療報酬算定に誤りがないように勉強中の状態でございます。ということで、これは国の方から示された主な改正点のみ御説明をさせていただきます。

今回の見直しに当たりましては、1つとしては、緊急医療を取り巻いておりますいろいろな問題に対する緊急課題に対応するものとして病院の産科、小児科の医療、それから病院に勤務している医師の負担の軽減につながるような内容、それから救急医療に対しても対応する部分、こうした点について見直しをしております。

それから、2つ目としては、算定の適正化という視点で見直しをしているということ。

それから、3つ目は、後期高齢者にふさわしい医療が行えるようにというような3つの大きな視点で改正がなされております。

まず1つ目の緊急課題といたしましては、ハイリスクの妊産婦管理の充実、あるいは拡大ということで、妊産婦の救急搬送の入院加算というようなものを新設しております。また、小児の手厚い医療、小児外来の充実というようなことが目的とした改正がされております。

それから、病院勤務医の負担軽減といたしましては、夜間等の軽症の救急患者、これを診療所で受け入れを促進するというような地域中核病院の外来の負担を軽減することができるような評価になっております。

それから、もう一つは、病院の医師の事務の作業がございまして、それを軽減する意味で、これを補助する職員、いわゆる医療クレークと言っていますが、こうした職員を置いた場合に評価をするというような事柄、それから3つ目として、救急医療につきましては、ごく早期の救急医療に対応した重点的な評価というようなことが行われており

ます。

それから、大きな2つ目として、外来の管理加算の算定条件や入院基本料、7対1、これは看護基準ですけれども、こうしたものの見直し、それから後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品と言っていますが、これの使用促進のための措置。

それから、大きな3つ目では、在宅療養生活の支援、外来医療にかかります慢性疾患等に対する継続的な管理に対する評価、そして、医師が全人的かつ継続的に高齢者の病状を把握するという取り組みが評価されるようになっております。

それから、終末期の医療に対しての患者さん、御家族に対して話し合いを行う、あるいは書面で情報をきちんと提供すると、そうしたことに対する加算、あるいは訪問看護の推進、こういったものが大きな改正点であるというふうに聞いております。

全体としましては、改定率はマイナス0.82%になりますが、診療報酬本体につきましては、プラス0.38%、薬価等の部分がマイナス1.2%というような改正の内容でございます。

以上が、主な改正点でございます。

○議長（佐藤正雄君） ほかに質疑はありませんか。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 今度、3月5日に告示されたということで当初提案が間に合わなかったということなんでしょうけれども、当匠瑳市民病院で、今度の診療報酬の改定によっての実質的な医業収益に与える影響というのか、それをどのように推計しているか、まず第1点伺いたいと思うんですが。

あと、この改定告示によって、市民負担への影響というのは、どうあらわれようとしているのか。

それから3点として、先ほどの討論の中でも私いろいろな角度から指摘したんですが、こういう診療報酬、国の動向に対して、全面的な肯定する部分もあるし、あるいは問題点もあるというような、いろいろな多極の見方があると思うんです。

例えば、後期高齢者に対する差別医療とも言われている終末期医療等で、いろいろ問題提起している人もいるわけですが、今回の改定に対して。あるいは慢性疾患、糖尿、高血圧等、今度担当医を1カ所に限定すると、それ以外は十分な診療報酬上、軽視されるというのか、そういうようなこともあるのですが、そういうような形で、大局で今回の改定に対して、前進面も確かにあるんですけども、問題点、これをどう現局面で判断しているかお答えをいた

だきたいと思います。

それと、最後に、日本の診療報酬全体で0.028%というような御報告があったわけですが、日本の医療全体、特に自治体病院が苦境に立っているというのは、国際的に見て診療報酬が非常に低いということが現場での日本の医療のさまざまな矛盾というか、問題点をつくり出している要因になっていると、こういうふうに思うので、国際的な視点から見て、今度の改定というのはどうなのか、その辺の所信をちょっと述べていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（佐藤正雄君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） まず1点目の、今回の改正が病院の方にどのような影響があるかというその辺をどう見ているかというお話でございますが、今回の改正、ただいま申し上げましたように、診療報酬の本体部分のプラスの0.38%というので、ごくわずかでございます。前回、平成18年4月の改正では、全体の平均マイナス3.16%ということから比べれば約10分の1程度のプラスということでございますので、ほとんどそういう点では余り期待できないのではないかと。

詳細につきましては、先ほど申し上げましたように、現在、診療報酬の改正点の中身の説明会等に参加をして職員が勉強している最中でございますので、全体の影響については、現在のところ想定ができない状況でございます。

市民負担についてどうかというお話でございますけれども、改正内容がすべてわかっているわけではございませんが、率から考えますと、点数的には、加算があっても10点とか20点とかというものですから、その10点、20点の10倍が料金でございますので、そうした大幅な負担増ということにはならないんだろうというふうに思います。

この診療報酬を肯定してというお話でございますけれども、これは、保険請求する場合はこれに基づかないとはじかれますので、これによる以外はありませんので、保険請求以外の部分であれば独自のものも考えられますが、保険請求でやる場合にはこれに従ってやるということでございます。

国際的に見て医療費がどうかという御質問ございましたが、私には、その辺につきまして、診療報酬が安いから上げろということになれば、医療費負担が当然上がるわけでございますので、そうしたことについてどういうところがいいのかということ判断できるような知識は持ち合わせておりませんので、その点につきましてはお答えを控えさせていただきます。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） いずれにしても、診療報酬が病院の経営に重大な影響を、特に市民病院に重大な影響を与えるということで、大局に立った診療報酬体系のあり方、これも責任ある担当で十二分に知識を高めてやっていく必要があるんじゃないかと。

最近、私は、ごく最近の話なんですけど、市民病院に入院して、1カ月、2カ月、高齢者が入院しているんですが、大変で、在宅の医療というのか、それはとても困難な状況で、しかし退院を迫られているというような、結局長期に入院していると点数がどんどん軽くなるということで、病院としても非常に苦しい、経営的に苦しいというのか。ですから、今回の早期退院を促すような診療報酬の改定になっている部分もあるし、それから後期高齢者、うば捨て山だと私ちょっときつい言葉で言ったんですが、後期高齢者の方々、慢性疾患等の場合の医療費の算定が非常にきつくなるということで、病院からの追い出しとか、いわゆる追い出しで見守り医療、在宅で最後を迎えることを強要するような傾向というのが今回の改定の中で出ていると思うんです。ですから、やっぱり問題点のあるところを率直に把握して、これから今勉強しているところだということですから、大いに勉強していただいて、ちょっと問題のあるところは厚労省に市民病院の立場から、あるいは市民の医療を守る立場から言うべきことは言うというような姿勢の確立を強く求めたいと、このように思います。

はっきり言って、日本の診療体系、診療報酬の状況というのは、国際的に見て全く後進的な状況であることは間違いないというふうに思うんです。それが今の日本の医療を困難に直面させていると。ですから、今回の改定の内容をもっと精査をしていただいて、匝瑳市民病院の立場、市民全体の医療と健康を守っていく上での立場から、厚労省等に言うべきことは言うというようなことを貫いてほしいと、こういうふうに思うんですが、それだけちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤正雄君） 飯島市民病院事務局長。

○市民病院事務局長（飯島平一郎君） 今、大木議員さんおっしゃったようなことを視点にして、今回の改正につきまして、よく勉強していきたいと思えます。

○議長（佐藤正雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。議案第25号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を打ち切ります。

以上で議案第25号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

お諮りいたします。討論を省略し採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決に入ります。

これより、議案第25号の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は20名であります。議案第25号 国保匠瑳市民病院事業使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(佐藤正雄君) 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 匠瑳市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) まず、池田さんの経歴をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

それから、従来、教育委員の任命等について、大体最終日に提案されて、こんな形で議論して最終的にはすぐ決着をつけるという格好になるんですが、もともと教育委員というのは、昔は公選だったわけですよ。選挙で選んだわけです。今は、こういう形で選挙はしないで、議会の議決事項としてなって、もう久しいわけですが、はっきり言ってこのやり方というのは、結局上意下達というか、国の教育行政の伝達役みたいな形になっている傾向が強まっているんです。例えば、同じ独立した行政機関としての農業委員会は公選ですよ。選挙で選ばれる。ですから、そこでは国に言うべきことは言う、建議をどんどん出すと、というようなことをやっているんです。ところが教育委員会というのは、今、国でも教育委員会のあり

方も大分議論されているんですが、いろいろな問題が出ている。ですから給食センター問題も私はそうだと思うんですが、国や県の大局というのか、大きな流れに巻き込まれるという非常に危険性が高い。

そこで私が聞きたいのは、議会の中での議決ですから、任命ですから、もっと早目に議案として提案をしていただきたいと。

もう一つは、今、国会で日銀総裁の任命の問題がいろいろと議論されていますけれども、国会なんかは、そういう重要な位置に立つ人の所信を聞く場をつくっているわけです。私が教育委員になった場合はこういうことでやっていくんだという所信の表明できる、そういう場をもつということが地域の教育行政を進展させていくために重要な一步にはなりはしないかと、そういうことをやるべきではないかと、こんなように思うんですが、以上お答えください。

○議長（佐藤正雄君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 私から池田先生の経歴を申し上げさせていただきます。

学歴といたしましては、福島大学の教育学部、昭和43年5月に八日市場市立第二中学校教諭、昭和63年4月に教頭、平成7年4月に八日市場小学校教育課長、平成9年4月豊栄小学校長、平成13年4月、八日市場市立第二中小学校長、平成18年1月23日、匝瑳市立八日市場第二中学校長、平成18年3月に退職をしておるところでございます。現在は、匝瑳市の防犯指導員として、また匝瑳市の民生委員児童委員として、また豊栄地区の社会福祉協議会の会長として御活躍をされている方でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤正雄君） 角田総務課長。

○総務課長（角田道治君） それでは、私の方から2点ほどお答えをさせていただきます。

まず、人事案件の上程時期の問題でございますが、御案内のように旧八日市場市並びに旧野栄町においては、人事案件については最終日に上程をしてきたということが御案内のとおりでございます。御意見の部分で、私どもの方といたしましても、近隣の自治体の状況を調べてみましたが、隣接の旭市にあつては、原則当初提案であるが、人選に慎重を期しているので最終日のことがままあるということでもございました。また、銚子市にあつても、当初提案を原則とするが、人選が間に合わない場合は追加提案としているというような状況でございます。銚子市並びに旭市の例を参考にしながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、人事案件に係るその方の所信を聞くような場というところで、今、日銀の総裁の話が例として出されたわけですが、私ども勉強不足で、国の人事案件のシステムとしてどういう形でそういう公聴制度を取り入れているのか現在把握しておりません。調査してみたいと思います。そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 私は、教育委員会のあり方にはいろいろ問題提起、これからやっていきたいと、こう思っているわけです。私も、今まで、例えば、教育委員会での議論の様子、議事録、こういうものを私見たことないんです。これから、私は系統的に教育委員会でどんな議論がされているのか議事録を見せていただいて、いろいろ研究していきたいと、勉強していきたいと、こういうふうに思っているのですが、いずれにしても、今、市長もよく言うように、教育問題というのは極めて重大な局面を迎えているわけですから、やっぱり自主的な立場で匝瑳市の教育全体を正しく導いていくという意味で教育委員会のあり方というのは本当に、いよいよもって重要になっていると、このように思うので、匝瑳市の場合も当初提案が原則と、こういうふうに理解していいわけですね。これは当然だと思うんですね。当初提案が原則だけれども、やっていることはともかく最終日提案という、これは過去の慣例みたいなものになっちゃっているわけです。

ですから、やっぱり重要な教育委員を選考していくわけですから、その中から教育長が選ばれていくということになるわけですから、原則どおりにこれからやっていくという努力を強く求めたいと。それほど重要な機関を任命するわけですから、どういうふうに匝瑳市の、今の教育状況をどう見ているのか、匝瑳市全体の今後の取り組みについてもこんなふうに考えているというようなことを披露できるようなことを、いろいろなやり方はあると思いますので、そういうのについては柔軟に、その方の所信が見えるような形のことを研究し、模索し、実現の方向でいろいろ検討していただきたいと、このように思います。これは要望で、私の方からの意見具申ということで答弁は要りませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤正雄君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 一つちょっとお尋ねしたいんですが、経歴、現在の役職についての説明いただいたのかなと思うんですが、過去の経歴なのかどうか確認できてないんですけども、豊栄地区の社会福祉協議会の会長さんですか、3つぐらいの役職についておら

れるということで、気になったのは、匝瑳市の教育委員会委員と申しますと、いろいろやらなければならないことも定期的にあるのではないかと、幾つかのお住まいの地区の役職についておられたりして、その辺の調整というのが個人任せではなかなか大変なのではないのかなと、もう少し詳しく、その辺大丈夫ということをお説明いただきたいと思っております。

○議長（佐藤正雄君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 先ほど、池田先生の経歴は申し上げました。その中でまた現在の職についても申し上げました。その中で、この職に携わっている者が教育委員となると仕事が重複するんじゃないかというようなお考えの中のお尋ねじゃないかなと思っておりますけれども、これにつきましては、やっぱり本人の意向でございます。本人があくまでもこれで間に合うんだと、いうなれば私から逆にやめてくれと言うことは絶対言うべき言葉ではない。あくまでも、本人にお任せするというのが道じゃないかなというふうに考えております。

○議長（佐藤正雄君） 田村明美君。

○11番（田村明美君） 市長にちょっとお尋ねというか、あれなんです、それはちょっと市長の議会の同意を求めるに当たっての任命者としての責任の回避じゃないですか。もう少し同じ答弁、説明をされるにしても、池田氏のこれからの教育委員としての役割を期待するような説明の仕方をされてもいいのではないかなと、あくまでも個人の責任だというのは余りにひどいのではないかなと思うんですが、池田氏については、知らない方ではありませんので、そういう問題を言っているわけではありません。あくまでも幾つかの役職を兼ねていて、教育委員という大切な任務をやっていただくに当たって大丈夫という任命者からの確信をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤正雄君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 再質問でございますが、田村議員さんにおかれましては、これだけの要職をやっていると教育委員としての仕事はどうなるのかということと思っておりますけれども、私は、先生なれば、恐らく自分でもってきちんとした判断を持って教育委員としての責務を果たしてくれるんじゃないかなというふうに私は考えております。そういう考え方でいますから、先生に対しまして、これはやめてくれということは人権問題にもなると思うんですよ。そういう面からも、私は、このたびは先生にこれはやめてくれ、これはやめてくれということは差し控えさせていただきたいと、あくまでも、先生の御判断にお任せすると、私は、先生はそのような見識がある方だと理解をしております。その点につきましても、御理解を賜

りたいと思う次第でございます。

○議長（佐藤正雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。議案第26号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第26号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第26号については、人事案件につき討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決に入ります。

これより採決に入ります。

ただいまの出席議員数は20名であります。議案第26号 匝瑳市教育委員会委員の任命について、本案についてこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第26号は同意することに決しました。

そのまま暫時休憩をいたします。

午後 3時10分 休 憩

---

午後 3時11分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 教育委員会委員紹介

○議長（佐藤正雄君） ここで、市長から、ただいま同意されました方の御紹介の申し出がありましたので、これを許します。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、本日の本会議に

おきまして、議案第26号が皆様方の満場一致の中で御同意を賜りました。新たに匝瑳市教育委員会委員となられました池田竹四さんを御紹介を申し上げます。

○教育委員会委員（池田竹四君） 池田竹四と申します。よろしく申し上げます。

○市長（江波戸辰夫君） 以上でございます。本当にありがとうございました。今後ともよろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（佐藤正雄君） 市長による紹介が終わりました。  
お諮りいたします。

本日、佐藤悟君より発議案として、発議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書について、以上1件の提案がありました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本発議案1件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案1件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。



#### 発議案（第1号）の上程—採決

○議長（佐藤正雄君） なお、発議案の配付漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。  
発議案第1号を上程し、議題とします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略して、直ちに提出者から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めることに決しました。

発議案第1号について、本案提出者、佐藤悟君から提案理由の説明を求めます。  
佐藤悟君。

〔12番佐藤 悟君登壇〕

○12番（佐藤 悟君） 発議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書  
上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成20年 3月14日提出

匝瑳市議会議長 佐藤正雄様

提出者	匝瑳市議会議員	佐藤 悟
賛成者	〃	浪川 茂夫
〃	〃	栗田 剛一
〃	〃	田村 明美

なお意見書の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

米価の安定と生産調整に関する意見書（案）

匝瑳市は、「地産地消・食の安全・自給率向上都市宣言」の街として都市と農村の交流拠点「ふれあいパーク」を支援、全国学校給食甲子園大会での優勝日本一など農業振興に全力を傾けているところです。

しかし最近、国際的な穀物相場の高騰は、原油価格の高騰とも相まって国内の食品価格の大幅値上げが相次ぎ、国民生活に重大な影響を及ぼしています。

この原因は異常気象や、途上国の食品需要の増大、穀物等のバイオ燃料への転用拡大等であり、こうした傾向は今後、長期にわたるものと予測されています。食料自給率が39%の日本にとって、死活にかかわる事態が進行しています。

こうしたなかで、国民を震撼させた中国産冷凍ギョーザによる農薬中毒事件が発生し、食の安全性や食料の6割余りを外国に依存していることへの不安、食料自給率の向上を求める世論がかつてなく高まっています。

また、人類の土台にかかわる地球温暖化対策も待ったなしの課題となっています。世界最大の食料輸入国である日本は、食料輸送にかかわる世界最大の温室効果ガス排出国であり、地球温暖化対策からも国内での農産物の増産をはかり、食料自給率を向上されることが、緊急の課題となっています。

しかし、国内では再生産が危ぶまれる異常な水準まで米価が暴落して、昨年10月、政府が国民世論に押されて実施した「米緊急対策」によって米価は下げ止まったものの、依然として米の再生産を脅かす水準にあることは変わりません。

この原因は、平成16年以降、政府が自主流通米を廃止して流通責任を民間に委ねることなどを内容とした「米政策改革」にあります。加えて政府が備蓄米を出来秋に超安値で主食用に売却してきたことなどにあります。

しかし政府は、米価の下落は「米の過剰にある」とし、今年度、飯米農家を含む全ての稲

作農家を対象に10万ヘクタールの生産調整の拡大を打ち出し、ペナルティーを復活させて推進しているため、農村を揺るがす事態となっています。

特に当地域は超湿田地帯であり転作は不可能であり、生産調整は自給率を一層低下されるものとなり米対策として妥当な対策とは理解出来ません。

一方、政府は、「米緊急対策」以降、棚上げしてきた備蓄米を平成20年4月以降、主食用に売却するとしており、売却されれば、農家が生産調整を実施しても米価は下落し、その効果は水の泡となりかねません。

生産調整することなく、重要な生産基盤である水田を守り、有効活用をはかることは、自給率を向上させるうえで欠かせません。

以上の趣旨から、下記の事項の農業対策を実施されることが日本農業と米、食料の安全、食料自給率の向上に結びつきます。

地域農業振興のため、ご尽力下されるよう、よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 強制的な生産調整を推進するのではなく、自給率の低い作物の生産拡大に役立つよう、万全な支援措置による誘導策に転換すること。
- 2 生産調整の実効性をなくす備蓄米の主食用売却を止めて、回転備蓄から棚上げ備蓄とすること、備蓄量は穀物高騰、食料不安の事態のなか100万トンから200万トンに拡大すること。
- 3 店頭にクズ米を混入した複合混合米が販売され、価格破壊一超安値で「売れる米」として販売され、美味しくない米として米ばなれの原因となっている。農産物検査法に緊急な指導と監督の強化、流通の禁止措置をとること。
- 4 不人気で売れない、在庫が増え続けるミニマムアクセス米200万トン、保管料だけでも1兆円を超えるという輸入米の輸入削減、加工用の輸入米を不正に主食用への転換に対し厳格な禁止措置をとること。
- 5 輸入食品の危険性、食品価格高騰の中、和食、健康的にも再評価されている日本食の中心である米飯の普及拡大、特に学校給食での消費拡大対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年3月14日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣

福田康夫様

農林水産大臣	若 林 正 俊 様
外 務 大 臣	高 村 正 彦 様
文部科学大臣	渡 海 紀三朗 様
内閣府特命担当大臣（食品安全）	泉 信 也 様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	大 田 弘 子 様
衆議院議長	河 野 洋 平 殿
参議院議長	江 田 五 月 殿

以上、御審議いただきたく、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤正雄君） 発議案第1号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました発議案1件の審議について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員審議とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案1件については全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

発議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書についてを議題とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。発議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第1号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略して採決に入ります。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は20名であります。

発議案第1号 米価の安定と生産調整に関する意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第1号につきましては、意見書の提出でありますので、地方自治法第99条の規定により、関係行政機関に提出いたします。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に一任することに決しました。



#### 日程の追加

○議長（佐藤正雄君） 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とすることに決しました。



#### 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（佐藤正雄君） 閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の朗読を省略して、直ちに浪川議会運営委員会委員長から説明を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。

これより、閉会中の所管事務調査申出書の件について、浪川議会運営委員会委員長から説明を求めます。

浪川茂夫君。

[議会運営委員会委員長浪川茂夫君登壇]

○議会運営委員会委員長(浪川茂夫君) それでは、閉会中の所管事務調査申出書について御説明申し上げます。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主な所管事項であり、定例会、臨時会の開催に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等の協議を行っているところであります。これは、定例会等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会を開催することになります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様に、原則議会の開会中に開催できるものであります。閉会中に議会運営委員会を開催するためには、その調査案件を付し、議会での閉会中の継続審査とする旨の議決をいただくことが必要となります。このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるように申し出を行い、本会議で所定の手続をお願いするものであります。

別紙の私から議長あての申出書をごらんいただき、説明にかえさせていただきます。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(佐藤正雄君) 議会運営委員長の説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件について、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事務調査については閉会中の継続審査とすることに決しました。



#### 発言の申し出（専決処分の報告）

○議長（佐藤正雄君） ここで、江波戸市長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、専決処分を予定をする上の報告を申し上げさせていただきます。

地方税法などの一部を改正をする法律が今国会において審議中ではありますが、同時期に予算関連及び租税特別措置法の審議も行われております。この法律改正が行われますと、匝瑳市税条例及び匝瑳市国民健康保険条例の一部を改正をする必要が生じるところではありますが、条例案の御審議をいただくための時期的余裕がないことが明らかでございますので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をしなければなりません。

以上の状況をあらかじめ御了承賜りたく御報告を申し上げます。

○議長（佐藤正雄君） 市長の発言が終わりました。



#### 発言の申し出（退任のあいさつ）

○議長（佐藤正雄君） 次に、鈴木教育長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木勘治君） それでは、退任のごあいさつを申し上げたいと思います。

今月の28日の任期をもちまして退任するというのもって市長からのお許しをいただきました。

平成10年7月、八日市場市の教育長を拝命して、旧八日市場市でもって3期、そして、合併後の匝瑳市になって1期ということで、9年9カ月の長きにわたりまして教育行政のかじ取りをさせていただきました。

昔から、10年一昔ということが言われておりますけれども、最近の社会の変化の激しい中では、2年ないしは3年一昔と、そういうような感がいたします。この変化の激しい中で我が国の教育界も非常に激しく変化し、そして、そのときどきにいろいろの課題が生じてきた

ところでございます。幸いにして、本市では、江波戸市長さんの教育に対する深い御理解と、それから、教育優先の方針に基づきまして、教育委員会からの御提言をほとんど取り入れていただいたということでもって、大変ありがたく感じているところでございます。特に、学校教育の面におきましては、何と云っても子供たちが安定した気持ちでもって学習活動に専念できると、集中できると、そして、指導者である教職員が教育活動に熱中できると、そういうような環境面なりあるいは条件整備をするということが学校教育の中では私は最も重要なことだというように考えて、いろいろな施策を御提言申し上げ、そして、ほとんど認めていただきました。中でも、当初からのスクールカウンセラーの配置事業、子供たちが不登校になったり、気を病んで学校に行けなくなったりと、そういうようなことが親にとってどれだけ苦痛なことであるかというようなことを考えますと、このスクールカウンセラー事業は、まさに県下に誇れる事業でございます。また、この議会でも御承認いただきましたけれども、補助教員の配置事業、以前からの複式学級解消、あるいは小学校の低学年の補助教員、さらには今回から始まる学習支援のための補助教員の配置、これらは、スクールカウンセラーの配置事業と並んで県下に誇れる事業だと思っております。

これから先も、教育問題はいろいろと課題が多いだらうと思っております。そういうような中で、私のような非力な者が、10年近くの長きにわたって行政の仕事をさせていただいたのは、議員の皆様方、そして市長初め執行部の皆さん方の適切な御指導、御支援のたまものございまして、心から熱く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

退任後は、一定の目標と、それから計画を持ちまして、スローライフを楽しみながら、その中でもって適度のボランティア活動に参加をしていきたいと、このように考えております。

最後に、皆様方の御健勝、御多幸と、それから、匝瑳市のいよいよの御発展を心から御祈念申し上げまして、退任のあいさつにかえたいと思います。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤正雄君） 教育長の発言が終わりました。



#### 閉会について

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。今定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。



#### 議長あいさつ

○議長(佐藤正雄君) ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月29日に招集されて以来、会期15日間にわたりましたが、その間における、皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。皆様方におかれましては、時節柄御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げます。簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



#### 閉会の宣告

○議長(佐藤正雄君) これにて匝瑳市議会平成20年3月定例会を閉会いたします。

午後 3時35分 閉 会